



女性福祉における知的障害女性の主体性の潜在化： 性被害防止と性の権利保障の間で

著者	武子 愛
引用	女性学研究 Women's Studies Review. 2021, 28, P.103-124
URL	http://doi.org/10.24729/00017330

投稿論文

女性福祉における知的障害女性の主体性の潜在化 ——性被害防止と性の権利保障の間で——

武子 愛

はじめに

婦人保護事業、婦人保護施設は女性支援の砦であるが、その根拠法たる売春防止法への批判も手伝って、近年利用率が低下し、存亡の危機に瀕している。さらにDV被害者支援が最重要視される傾向があり、当該施設が従来行ってきた性産業に従事する女性への支援は後景に退きがちである。一方で、性産業従事が貧困女性だけでなく、障害女性の「受け皿」にもなっていることがレポートされるなど、性産業従事と障害女性の関係がこれまでになく注目されるようになってきている。また、2021年の性犯罪に関する刑法改正に向けて、障害者への性犯罪の重罰化についての検討が始まっており¹、障害者の性被害についての議論を深めなければならないタイミングでもある。そのような社会情勢のなかにあって、自己決定が重視される日本の女性支援において、知的障害女性がいかに性的主体であることを阻まれてきたのか・いるのかを明らかにするとともに、その背景にどのようなジェンダー規範が存在しているのかを明確化することは、実践の課題でもある。

筆者はこれまで、知的障害者の性の権利を保障する視点から研究を進めてきた。これまでの研究においては、就労支援施設にいる知的障害者は、保護者や支援者が性行為や生殖などの知識は必要ないと考えている（武子 2013）など、本人の意思に関わりなく性から遠ざけられていた。とりわけ障害女性の性は抑圧されがちである。松波（2005）は、障害女性の性的なニーズについて、障害

¹ 2018年に「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」が法務省内に立ち上がっている。検討課題の1つには障害者への性犯罪に関して加害者の重罰化が含まれており、2019年9月には障害児者への性暴力について法務省内で有識者へのヒアリングが行われた。詳しくは法務省ウェブサイト<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi00400006.html>を参照。

女性がそれをヘルパーに伝えると奇異と思われその後のケアに差し支えるとする。実際、福祉現場においても障害男性の自慰行為の支援が課題になるように、男性の性的欲求については障害のある人たちの生活問題として対応を検討されるが、障害女性の性的欲求については、公共の場で性行動があるなど特定の利用者女性の個人的な問題に集約されてしまうことが多々ある。それよりも障害女性は性的搾取や性的虐待の被害者になりやすいことから、性的な面では「客体」として問題化されることが多い。あたかも、障害女性の性的な行動は主体的ではなく、強要されたあるいは騙された結果の性被害であるにとらえられているかのようなのである。同じく、知的障害女性の性産業従事も「性被害」として位置付けられている。しかしながら性産業従事は本当に「被害」なのだろうか。本論文では、日本の福祉において、知的障害女性の性的主体性がいかに潜在化されてきたのか、またそれがいかなる問題をはらみ、どのようにアプローチされるべきかを明らかにする。

具体的には、第1節にて日本における売買春の議論を振り返り、婦人保護事業が性的搾取論の立場を取ってきたこと、知的障害女性は性産業に巻き込まれる「被害者」として位置付けられたことを示す。第2節にて、知的障害女性の主体性を潜在化させてきたものとして①「無謬の被害者」とするため、②知的障害女性の「女性らしさ」と「生殖ニーズ」からの排除、③障害特性からくる性的な認知の評価の難しさの3点があるということを明らかにする。第3節にて知的障害女性の性産業従事をテーマとしたルポルタージュに見られる知的障害女性の主体性について触れ、彼女たちの性産業従事が「エイジェンシー」として理解可能であることを述べる。しかしながら知的障害女性の「エイジェンシー」は、知的障害女性という困難状況の「交差性」があるため理解が難しいこと、そしてそれを理解するアプローチとして利用者の他者性を尊重する重要性を指摘する。

1. 売買春の議論と知的障害女性という支援対象

(1) 日本における売買春についての議論

売買春を含む性産業従事に関しては、2つの立場がある。1つは労働の1つととらえる立場をとるセックス・ワーク論、1つは性的搾取・性奴隷とする立

場をとる性的搾取論である。

「セックス・ワーク」概念が広く知られるきっかけとなったのはフレデリック・デラコステ、プリシラ・アレキサンダーによる『セックス・ワーク 性産業に携わる女性たちの声』の翻訳本が1993年に日本で出版されたことである。以降、日本でも2005年に要友紀子・水島希による『風俗嬢意識調査』が発表されるなど、現役セックス・ワーカーあるいはその支援者による調査が発表され、セックス・ワーク論が台頭する。この調査は、それまで実態が明らかにされなかった性産業従事をする女性たちの実態をとらえた貴重な調査である。この調査によると、性産業に従事する女性たちは、年齢からセックス・ワークへの価値観まで多様であることが見て取れる。その後はセックス・ワーク論の隆盛もあり、「売買春が何であるか、それがどのように認識されるべきかは、コンテキストによって」（青山 2007: 52）違うといった性産業従事者における多様性を重視する論も増えてきている。これらの立場においては、セックス・ワークを労働としてとらえ、セックス・ワーカーが社会から排除されないようにしなければならないということが主張される。セックス・ワーク論は、売春／セックス・ワークに従事する人すべてを一律に性的搾取・性奴隷であると断定しない立場と言える。

一方で、売春防止法を軸とする売買春の議論では、売買春を一律に性的搾取とする立場が多い。例えば中里見（2007）は、売買春においては「女性の性的な意思と主体性はあらかじめ金銭によって買い取られて」（中里見 2007: 53）いるとし、顧客からの要求はなんでも断れず暴力にさらされる可能性から逃れられないことを示唆する。そしてこの性的搾取を引き継いだ形で主張しているのは、婦人保護施設の運動体を主要なルーツとして持つ²ポルノ被害と性暴力を考える会（2010）である。ポルノ被害と性暴力を考える会は、婦人保護施設の現場からの声として「売春産業」を「性被害で傷つく場所」（ポルノ被害と性暴力を考える会 2010: 136）とし、「自分自身が望むのであれば」（ポルノ

² ポルノ被害と性暴力を考える会は、バクシーシ・山下『ひとはみな、はだかになる』（理論社）に対し婦人保護施設の現場からの抗議の声が上がったことが設立のきっかけになっている。抗議行動には婦人保護施設の現場のほか、ポルノ被害の研究者や市民活動家、その他有志が参加し、その際の問題意識が現在の会に引き継がれていることがポルノ被害と性暴力を考える会のウェブサイト²に明記されている。

被害と性暴力を考える会 2010: 136)、そこではなく安心して生きていける場所を得られるようにしていきたいとする。なお、ポルノ被害と性暴力を考える会の指す「売春産業」は、売買春と合法風俗を分けておらず、売買春を含む性風俗業全体と理解して良いと考える。このようにポルノ被害と性暴力を考える会は、性産業は安心・安全な場所ではないとし、売買春を含む性風俗業界の存続を否定する。

では婦人保護事業はというと、中里見と青山の主張を通じて女性福祉における売買春をめぐる性規範を整理した小川(2019)が、女性福祉、とりわけ婦人保護事業は売買春を容認しない立場をとるということに複数回言及している。また、法学分野においても婦人保護事業は売買春の「廃止主義」(若尾 2004: 342)をとっていることが指摘されている。このことから婦人保護事業は、ポルノ被害と性暴力を考える会と同じく性産業根絶を支持する性的搾取論の立場にあると言える。

(2) 知的障害女性と性産業従事——女性福祉の立場から——

ここからは、婦人保護領域において知的障害女性がどのような支援対象としてとらえられているか、また、彼女らの性産業従事についてどのようにとらえられているかを示す。

婦人保護施設には知的障害者が多い、あるいは多かったということは以前から言われてきた(武藤 2005; 林 2008; ポルノ被害と性暴力を考える会 2010; 宮本 2013)。とりわけ1970年代にはそうした指摘が多い。例えば野坂(1975)は、婦人保護施設利用者のなかで、IQ69以下の利用者は1962年から1965年までで34.8%から44.4%であることを指摘している。翻って近年の知的障害のある女性の利用率の推移を見ると、宮本(2013)が行った東京都5施設への調査では13.4%(247人中33人)、厚生労働省(2018a)が行った婦人保護施設全国調査では17.9%(570人中102人/措置入所者のみ)となっており、34.8%から44.4%とされた1960年代に比較すると少なくなっているということがわかる。

では婦人保護施設を利用する知的障害女性が少なくなっても繰り返し彼女らに言及がなされているのはなぜか。それは、知的に障害がある場合は社会復帰が難しく、入所が長期になること(五味 1973)、知的障害があつて売買春

の経験がある場合には「自立が難しい」（林 2008: 50）こと、婦人保護施設はそもそも障害者施設ではないために障害支援を求められる職員には業務の負担感があり、それだけの人的資源がない（堀 2011）など、利用者に障害があることで、その利用者の性産業従事経験の有無にかかわらず支援困難感が伴うためと考えられる。

ただし、婦人保護施設が売春防止法根拠の施設であっても、婦人保護施設において知的障害のある利用者が多いことがすなわち、売春経験者に知的障害女性が多いことを意味しない。確かに昭和36年の厚生白書では、「売春婦女子などの相当数は精神薄弱者であって、社会秩序を守るうえでもなんらかの措置を必要とする」（厚生省 1961: 9）とされていたが、五味（1973）は、婦人保護事業の対象となる女性のIQが低下傾向にあるとする一方、婦人保護施設的全利用者のうち「売春歴」のあるものは25%と高くないことをあわせて指摘している。この数字から五味は、婦人相談事業において売買春の経験がない女性や知的障害女性を多く抱える問題を「新たな問題」と指摘する。

2010年に入り、知的障害と性産業に焦点をあてて婦人保護施設の利用者の実態を明らかにしたのはポルノ被害と性暴力を考える会である。ポルノ被害と性暴力を考える会は、婦人保護施設の利用者である女性たちへの支援現場からの声として、知的障害のある女性たちが「とりわけ劣悪な売春環境に身をおかされているようである。監禁同様の状態や、見張られながらの街娼など、（中略）危険きわまりない状態で売春させられる」（ポルノ被害と性暴力を考える会 2010: 135）とする。そして、「彼女たちの障がい特性を利用し、搾取しやすい対象として狙っている売春組織の実態を現場で強く感じる」（ポルノ被害と性暴力を考える会 2010: 135）ために知的障害女性を取り上げるのだとする。さらに、労働市場に参入することが難しい知的障害、精神障害、発達障害の人たちがターゲットになりやすい状況を、「生きるすべを何も持たずに生きてきた者たちを、さらに貶める構造を私たちの社会は内包している」（ポルノ被害と性暴力を考える会 2010: 141）とし、知的・精神・発達障害のある女性たちが性産業に取り込まれること、それを容認する社会そのものを問う。そしてその社会を問う姿勢をさらに一歩踏み込んだ形で、宮本（2012）は、売春防止法が売買春に関わる女性たちを法律施行当初から変わらず「転落」と位置付けていることを批判し、売春防止法に欠けている視点として顧客の存在を指摘する。

このように婦人保護領域における知的障害女性は、売買春の経験のない女性も多くいるが、その支援には支援困難感が伴うとされていた。他方、売買春との関わりにおいては、知的障害女性たちは性産業を容認する社会の「被害者」に位置付けられていた。性産業を中心において「社会」を問うこの姿勢は、婦人保護事業研究における売買春と貧困の関係についての言及を含め、売春防止法の持つ性差別的な精神を暴くことに寄与し、法改正への声を高めることにつながった。そして同時に、売春防止法による保護を受けた女性たちを、売買春を許容する社会の「被害者」とし、矯正する姿勢ではなく支援する姿勢へと変えていくことにもつながった。それは大きな成果である。

2. 日本の福祉における知的障害女性の主体性とその潜在化

(1) 無謬の被害者としての知的障害女性

ここまで、婦人保護施設が性的搾取論の立場にあること、売買春の議論を経て、知的障害・発達障害のある女性を性産業に巻き込む「社会」を問うという課題にたどり着き、彼女らをそのような社会の「被害者」として位置付けたことを見てきた。ここからは、ポルノ被害と性暴力を考える会（2010）の「被害者」に関する言説を見ていきたい。

前述の通り、ポルノ被害と性暴力を考える会は、社会福祉領域では公然のこととされていたが一般社会では可視化されてこなかった知的障害女性の性産業従事について、性産業の現場における性暴力と知的障害を関連付けて可視化させた。加えて知的障害女性たちの性産業従事への着目は、セックス・ワーク論がほとんど指摘してこなかった視点でもあった。この点はポルノ被害と性暴力を考える会の大きな功績であることを強調したい。しかしながら、知的障害女性の性産業従事はそのすべてが当該女性にとって「被害」となり得るのか、また、問題とすべきは「性産業」そのものであるのかという疑問が拭えない。本節では知的障害女性たちの性産業従事を「被害」とする視点に着目し、彼女たちの性的主体性が潜在化されることを論証していく。

まず「被害」に関連して、社会福祉分野で知的障害女性と性産業従事の関連を明らかにした糸賀一雄（1965）の文献を取り上げる。糸賀の文献以降は、宮本（2012）が指摘する通り³、知的障害者福祉分野では知的障害女性の性産業

従事について触れられていない。糸賀は障害者福祉を切り開いた第一人者であり、「近江学園」の創設者である。糸賀は、1955年の近江学園年報第7号に『墮ちゆくもの——春枝のかなしみ——』という記録を発表した。記録は以下のようなものである。「春枝」は養母の手によって近江学園を退所させられたが、その後彼女は遊郭に売られ、学園に逃げてきた。しかし1年もすると、「春枝」は学園の生活に飽きてきて、「性にもだえ、ヒステリー症状を起こすようになる」（糸賀 1965: 171）。それから不幸な結婚をしてまた学園に逃げてきて就職するのだが、そこもまた出て、「ふたたび昔いたことのあるあの赤線の世界をもとめて、みずから墮ちていったのである」（糸賀 1965: 171-172）とする。さらに糸賀は、「これが春枝の記録であるが、これに類する精薄女性の痛ましい転落の事例を、わたしたちはあまりにもたくさん知らされている」（糸賀 1965: 172）とし、知的障害女性を「おかしな社会に反省がない限り、このような事例はあとを絶たないかもしれない」（糸賀 1965: 173）とする。

糸賀は、知的障害女性は「みずから」「墮ちて」いくとしている。売買春はこの時代も「転落」であったので、「墮ち」とする糸賀の見方は特別なものではない。そちらではなく、筆者は「みずから」に注目する。春枝のこの行動は、その状況において精一杯の抵抗を示す主体性の発露としてとらえることができる。しかし文献にはそのような視点はなく、糸賀が「みずから」「赤線」に行った春枝に対し手を差し伸べた様子はない。また、春枝が「逃げ」るようなひどい労働環境であった遊郭に対して適切な労働環境にすべきという提言も見られない。なぜ「みずから」「赤線」に行った春枝に対し何もしないのか。それは、糸賀に、性産業を選んだ者は暴力を受けても仕方がないとする諦めがあるからではないか。その上で、知的障害がある春枝がその判断力のなさから「みずから」性産業を選ぶこと、つまり暴力を受ける環境を春枝に選ばせる「社会」を嘆いている。ここで春枝の性産業従事を春枝の自由意思によるものと理解してしまうと、彼女は「無謬の被害者」ではなくなり、暴力を受けることも仕方がないことになってしまう。だからこそ春枝の主体性の発露は、糸賀によって

³ 宮本（2012）は、知的障害女性が性的搾取を受けやすいことについて「同じ軽度の知的障害者を対象とする知的障害者福祉施設個々においては知的障害女性のこの問題を認識しているのではあるが、この分野から知的障害女性特有の生活課題であるとの声は上がっていない」（宮本 2012: 99）としている。

知的障害があるがゆえの「被害」として理解されるのである。

この糸賀の、知的障害女性たちを性産業に巻き込む社会の「被害者」とし、その主体性を「被害」におきかえるあり方は、冒頭で筆者が問題提起したポルノ被害と性暴力を考える会（2010）が、彼女たちを性産業に巻き込む社会の「被害者」に位置付けていることと同じである。ポルノ被害と性暴力を考える会（2010）は、性産業従事経験のある知的障害女性の姿を「身をおかされている」「売春させられる」など受動する形で表現しており、彼女たちは何らかの理由により無理やり従事させられた「被害者」として提示している。しかしながら、そこには「被害者」である彼女ら自身の言葉はほとんどない。彼女たちはもしかすると自発的な性産業従事であったことを語っているかもしれない。しかしそれらを明らかにすれば、暴力を受けたのはそこを職場に選んだ者のせい、つまり自己責任という批判を免れない。この場合の「自己責任」とは、自ら望んで性産業を選択したのなら、そこで不利益な事態が生じても甘受せねばならないという考えである。危険を承知で自己決定をしたのだから、結果責任を引き受けるしかないというのが「自己責任」論の要諦である。知的障害女性たちをこの「自己責任」批判から守り、かつ性産業を容認する社会の「無謬の被害者」とするために、彼女たちの主体性は「被害」におきかえられるのである。

(2) 知的障害女性の「女性らしさ」「生殖ニーズ」からの排除

前節では、知的障害女性を「無謬の被害者」にするために、知的障害女性の主体性が「被害」におきかえられることを述べた。本節では、知的障害女性の主体性を不可視化する他の要因として、「女性らしさ」と「生殖」からの排除を挙げる。

「フェミニズム障害学」を提唱したThomson（2002）は、フェミニスト学者がしばしば障害研究の視点に精通していないこと、フェミニストの問題は障害とは関係なく議論されているとした上で、フェミニズムと障害理論でぶつかりあうトピックとして「女性らしさ」と「生殖」があることを指摘する。女性らしさと生殖はともに障害のない女性は押し付けられ、障害女性は追放されるという構図になっており「規範的な性的客観化のフェミニスト批判を複雑にする」（Thomson 2002: 16）とする。

実際、障害女性は「生殖」や「女性らしさ」から排除されている。とりわけ

知的障害者はその傾向が強い。歴史を振り返れば、知的障害者に対して優生保護法のもと同意のない不妊手術が行われてきた。この歴史は、知的障害者を長く無性の存在にしてきた（河東田 2020）。また、戦後は優生思想からではなく知的障害のある人たちの子育て能力への懸念から（平田 2004）彼らの出産は歓迎されない。その結果、知的障害者は交際の機会やその先にある性行為が制限される。そのことは調査でも明らかになっており、施設において支援者と知的障害のある利用者の双方に性をテーマに聞き取り調査を行った鈴木（2013）によると、利用者の交際については支援者が把握することが暗黙の了解となっており、その根底には「本人の性交渉、さらには生殖を統制する規範」（鈴木 2013: 15）があることを指摘している。そしてそれは障害のある人に対する厚生労働省の調査でも裏付けられる。『平成28年生活のしづらさなどに関する調査』によると、子どもと同居している65歳未満の知的障害者はわずか3.1%である。知的障害女性は、子育てが困難だから性行為が容認されず、性行為が容認されないから交際が制限されることがうかがわれる。彼女たちが女性としての幸せを求めても、本人のために良かれと思う周囲の人たちのパターンリスティックな関わりによって「生殖」あるいは「女性らしさ」から遠ざけられているということになる。

また、障害者が結婚市場や恋愛市場から排除されているという問題もある。倉本（2005）は、障害者を「性的弱者」とし、その理由として市場への参入となる出会いの機会がないこと、市場にて相手を獲得する際に必要となるコミュニケーションスキルや所得などの資本の獲得が困難であること、障害者としての容姿などが負の資本となってしまう場合があること、障害者が歴史的にセクシュアルな欲望の主体としてとらえられてこなかったことをあげる。知的障害を含む障害のある人たちは、結婚市場や恋愛市場においては圧倒的に不利な立場にあり、パートナーの獲得は非常に困難である。

このように障害女性は「生殖」や「女性らしさ」から遠ざけられている一方で、性被害にあいやすいことがすでに日本でも調査で報告されている⁴。上野

⁴ 2011年にDPI女性ネットワークが行った調査によって、障害のある女性（回答者87名、うち知的障害女性2名）の生活困難の多くが性被害であることが明らかにされた。詳しくはDPI女性ネットワーク（2012）『障害のある女性の生活の困難——人生の中で出会う複合的な生きにくさとは——複合差別実態調査報告書』を参照。

(1996) は、女性と障害のように複合的に重なり合う困難を「複合差別」という言葉で定義した。その上で女性障害者をケーススタディとして紹介し、女性障害者が一方では性的存在であることを否定され、他方では病院や施設職員からセクシュアル・ハラスメントを受けていることをもって「一方では性的な存在であることを否認され、他方では性的な存在であることを搾取される」(上野 1996: 213) と指摘する。セクシュアル・ハラスメントをする男性は、倉本の指摘するように、障害女性を結婚市場や恋愛市場にいるパートナー候補とは考えていないことが予想される。それどころか、障害女性は障害があるがゆえに告発できないと考え、意識的にセクシュアル・ハラスメントに及んでいると考えられる。

このことは、知的障害女性の性産業従事を考える上では重要な論点となる。障害女性が「女性らしさ」や「生殖」から排除されている一方で、セクシュアル・ハラスメントを受けているという構図は、知的障害女性が「女性らしさ」や「生殖」から排除されている一方で、性産業において性的搾取の対象になっている構図と重なる。セクシュアル・ハラスメントがなくさなければならない被害であるのと同様に、性産業従事もなくさなければならない被害とみなされるのである。性被害にあわないことが最優先される女性福祉領域においては、障害女性の女性として見られたいというニーズや生殖へのニーズは後景に退き、被害の原点となる性産業を問題とすることが前面にあらわれる。このようにして知的障害女性の性的主体性は結婚市場や恋愛市場から排除されることによって、また「性被害」から保護されることによって、二重の否定にあうのである。

(3) 知的障害女性におけるセクシュアリティの認識の困難性

前節では、障害女性の性的主体性は、結婚市場や恋愛市場から排除されることによって、また女性福祉において「性被害」から保護されることによって二重の否定にあうことを見てきた。本節では知的障害女性の性的主体性が潜在化する最後の理由である、知的障害者の性の認識に関する評価の難しさについて見ていく。

Me too運動を受けて日本でも性的同意の概念が広がりつつある。ここで考えたいのは、知的障害女性の「同意」である。筆者の過去の研究における支援者

へのインタビューでは、知的障害のある利用者同士の性行為は当事者の同意の確認ができないため「事故」（武子 2018: 135）として扱うということが語られていた。なぜ知的障害者の同意の確認ができないのかといえば、本当に相手を受け入れたのかということの確認、つまり「Yes」の立証が難しいこと、もう1つは相手との平等性の問題である。

「Yes」の立証が難しいことに関しては、イギリスのMental Capacity Actにおける「ベスト・インタレスト」の判断を、知的障害者の性的同意を通して論じた小林（2012）の論が参考になる。ここでいう「mental capacity」は、「意思決定を行うことができる能力」（小林 2012: 151）を指しており、この法律は「独力で特定の意思決定をするための『mental capacity』のない個人のために、他者が行動や決定をするための法的な枠組みを規定する法律」（小林 2012: 151）である。Mental Capacity Actにおいて指針とされているのが「ベスト・インタレスト」、すなわち「最善の利益」である。「ベスト・インタレスト」は、「本人の能力がないと判断されたか、あるいは能力がないと思われる合理的理由がある場合にのみ」（小林 2012: 153）問題になるもので、その利益は本人の財産や命などではなく「本人が『よりよく』生きるための主観的利益」（小林 2012: 155）であるとされる。それゆえ、その判断は「極めて個別具体的なもの」（小林 2012: 155）になるとのことである。この法律においても当然性的関係をもつことへの同意は本人のみに許可されるのであるが、「実際には、性的な自己決定権をめぐり裁判所が判断を求められている」（小林 2012: 157）事実があるとして、事例を2つ紹介している。そのうちの1つが、子ども前で性的な振る舞いを見せるなどの問題行動がある知的障害男性が同性のパートナーとの接触及び性的関係をもつことそれ自体に対して地方当局が制限をかけようとした事例である。ここで問題となったのは「性的関係をもつことに同意する能力」（小林 2012: 158）である。この能力は何を持って判断されたかといえば、性行為の仕組み、健康上のリスク、異性間性行為の場合は女性の妊娠の可能性があることなど、「性行為の知識や内容について本人が認識しているかどうか」（小林 2012: 159）であった。この事例において裁判所は、性的同意は不可能とする決定を暫定的に行った。ただし、「あらゆる支援が功を奏さなかったときのみ」（小林 2012: 159）意思決定能力がないと判断するため、性的同意に関する能力を身につけることを条件に最終決定まで9ヶ

月の猶予が与えられた。

ここで指摘したいことは、イギリスのように知的障害のある人の性的自己決定について検討し、できる限り尊重していこうとする姿勢が日本にはないことである。日本の性交同意年齢が13歳以上であることを踏まえれば、日本の性的合意成立の前提もイギリス同様、性知識の十分な理解であると考えられる。国内外で知的障害のある人たちの性知識は妊娠出産を含めて全般的に一般市民に比較して乏しいことが指摘されており（山下、斎藤、内藤ら 1992; McCabe 1999; Murphy and O'Callaghan 2004）、妊娠と性交はある程度理解されていても避妊の知識が欠落していることが指摘されている（河東田、井上、沖ら 1995; 林、荒木田、大橋 2008）。かかる状況の中では「性的同意に関する能力を身につける」ための支援は必要であるが、知的障害女性が「女性らしさ」や「生殖」から遠ざけられていることは先述した通りであり、知的障害のある人を対象に「性的同意に関する能力を身につける」ための支援を現場で行うことは考えにくい。以上のことから、日本においては、知的障害のある人の性知識の不十分さとその支援の不足から、当事者が行った性的な合意が認められにくいと考えられる。

さらに、性的同意においては相手との関係が平等であることが重視される⁵ことも知的障害者の立場を難しくする。知的障害者は基本的に脆弱な立場にあり、社会の大多数を占めるのは認知力において平等でない人、すなわち知的障害のない人である。かつ、同じ知的障害を持つ者同士でも障害が重度の方がより脆弱になるなど、障害の程度によって脆弱性の程度も変わる。そのため、性産業従事や他者との性的接触も含めて性的関係のほとんどを、知的障害者の同意の有無にかかわらず性被害としてとらえることが可能になる。つまり、知的障害女性の性産業従事を含む性的な行為は、その意思にかかわらず、障害に乗じて行うことを強制させられたものとみなすことができる。とりわけ知的障害女性は障害のない女性に比較して性被害にあいやすいことが国外文献でも多く指摘されている（Nechama, Parish and Mitra 2019; McGilloway, Smith and Galvin 2020; Bowen and Swift 2019）。知的障害のある人の場合はともすれば

⁵ キャサリン・マッキノン（2005=2011）は、アメリカのレイプ法において性的同意を検討する際に、その当事者同士が、社会的に平等な関係（「年齢」を除き）であるかどうかを考慮されないことを批判している。

全て性被害ととらえることが可能になるため、性被害と性的権利の保障の間でバランスをとることが必要になる。しかし性被害を防ぐことに重点を置く場合、性知識が十分でないことが予想される知的障害女性の性の主体性は認められにくいのである。

3. 知的障害女性のエイジェンシーとその受容

(1) 知的障害女性の周縁化とエイジェンシー

ここまで、知的障害女性の主体性を潜在化させるものとして①「無謬の被害者」とするため、②知的障害女性の「女性らしさ」と「生殖ニーズ」からの排除、③障害特性からくる性的な認知の評価の難しさの3点があることを述べてきた。女性福祉の議論においては知的障害女性を「無謬の被害者」にするため、その主体性が「被害」におきかえられることを見てきた。そしてフェミニズムと障害学の議論からは、知的障害女性の性的主体性は結婚市場や恋愛市場から排除されることによって、また、「性被害」から保護されることによって、二重の否定にあうことを述べた。最後に「性的同意に関する能力を身につける」ための支援を行う土壌が日本にないことおよび平等性の問題から、彼らの性的合意が成り立ちにくく、その主体性が社会的に認められにくいことを論証した。総じて、知的障害女性の性的主体性は潜在化されていると言える。これまでの議論を受けて、ここからは知的障害女性の主体性の発露が見られる山本（2006）のルポルタージュを通して、知的障害女性と性産業従事をめぐって問われるべき「社会」⁶とは何かを論じる。

山本（2006）は、知的障害女性の性産業従事をテーマとしたルポルタージュを発表した。このルポルタージュは売春経験のある知的障害女性3名にインタビューを行いまとめられたものであるが、3名とも性産業従事を肯定的に語る。例えば一人は、「たくさんのお客さんの相手をしたけど、みんな喜んでるし、何が悪いのか、よくわからない」（山本 2006: 167）という。また、業者から中間搾取をされていた女性は、それについても「楽しかったからいいじゃ

⁶ 性産業のあり方をめぐっては、「売春」において潜在化する搾取や暴力を法的な取り締まりの対象にする「非犯罪化」に関する議論もある。性産業に従事する、あるいはしていた個々のワーカーへの支援だけでなく、産業自体の透明化を目指す変革も重要である。

ない」(山本 2006: 169) という。そしてもう一人は、「でも、あたしを抱いてくれた男の人は、みんなやさしかった」(山本 2006: 171) という。

筆者が知的障害者福祉の現場で出会ってきた女性たちのイメージは、山本のルポに登場する女性たちに近い。なぜそう感じるのかを、知的障害女性の視点に立って考えてみたい。性暴力被害を防ぐ文脈や性産業従事に警鐘を鳴らす文脈において「自分を大事にすることが大切」であるとよく言われる。自分を大事にするとは具体的にどのような行動を指すだろうか。知的障害女性にとって優しい言葉をかけてくれる男性がいたら、それが性的な行為をさせるための偽りの言葉だったとしても、そういう優しい人と一緒にいることこそ自分を大事にすることだと考えるのではないだろうか。山本のルポに登場する女性たちは誰もが性風俗を被害などと思っていない。性産業従事という選択は、彼女たちにしてみれば彼女たちなりに自分を大事にした結果であり、最良の選択であったとは考えられないだろうか。なぜならば彼女たちは社会において周縁化させられているからである。

彼女らの周縁化は2つの側面から言える。1つは、知的障害者は就労の面で周縁化されることである。字が読める、計算ができるといったことが最低限のスキルとなる一般就労では、それらが得意でない知的障害者は圧倒的に不利である。実際、知的障害者の就労率は正規職員と非正規職員を合わせて20.0%にとどまる(厚生労働省『平成28年生活のしづらさなどに関する調査』)。そのようななかで、山本のルポルタージュに出てくる女性たちのように性風俗を誇れる仕事としてとらえるならば、性風俗には彼女らを就労の場に包摂し、かつ彼女たちが充実感を得られる仕組みがあるということに他ならない。

もう1つは、人間関係の面から知的障害者が周縁化されることである。子どもと同居している知的障害者がわずか3.1%であることは前述した通りであるが、配偶者と同居している人も同様に少なく、65歳未満ではわずか4.3%である(厚生労働省『平成28年生活のしづらさなどに関する調査』)。知的障害を有する場合、周囲と会話を合わせていくことが難しい場合も多く、人間関係が広がりにくい面がある。かかる状況のなかでは、自分自身が家族以外の(人によっては家族であっても)誰かに必要とされ、一対一で向きあい優しくされた経験はほとんどないということが、山本のルポルタージュからもうかがわれる。性産業がそれらの経験をほとんど唯一得られる場所であったとすれば、彼女たち

にとっては居心地のいい場所であったはずである。

このようにとらえ返していくと、知的障害女性たちが性産業に従事するということは、彼女たちが周縁化された条件下で自分たちにとって生きやすい場を能動的に選択しているということだとみなすことができるだろう。彼女らがこの社会において選ぶことができる選択肢はごくわずかの限られたものしかなく、性産業従事は選べられる選択肢の中では最善のものであったと予想ができる。

しかしこれは、暴力を受けるのは性産業を選んだものの自己責任と言い切れるほどの、自由意志による選択とは考えられない。では知的障害女性の性の主体性から生じるこの選択をなんと呼ぶべきか。それは、上野（2018）の提示する「エイジェンシー」であると考えられる。上野（2018）は、「エイジェンシー」を、「近代の主客二元論を克服するために、完全に自由な『負荷なき主体』でもなく、完全に受動的な客体でもない、制約された条件のもとでも行使される能動性を指す」（上野 2018: 11）としている。以上のことから「エイジェンシー」とは限られた条件のもとにおいて行使される能動性のことと理解できる。つまり、知的障害女性の性産業従事は「エイジェンシー」としてとらえることができる。

ここで本節冒頭に挙げた、知的障害女性と性産業をめぐって問われるべき「社会」とは何かという問いに戻りたい。知的障害女性が性産業に巻き込まれていく「社会」を問うということは、いかなることか。それは、性産業を容認する「社会」を問うのではなく、知的障害者が周縁化される「社会」を問うべきである。そしてその具体化においては知的障害女性が就労および「女性らしさ」や「生殖」から排除されてきたことと向き合う必要があると考える。

(2) 複合差別と交差分析

知的障害女性の社会における周縁化は、これまでの女性福祉で焦点化されて論じられたことがなかった。なぜかといえば、女性福祉領域では知的障害女性の支援困難感と性産業の是非に焦点化され、知的障害女性がそれまで生きてきた過去を、彼女たち自身から見える世界を中心として広く社会に位置付けて論じられていなかったからと考える。そしてこれまでの議論で見てきたように、彼女たちの主体性が潜在化されており、性産業従事を「エイジェンシー」では

なく「被害」としてしか見てこなかったからであると考え。しかしながら、知的障害女性の「エイジェンシー」の理解は困難である。なぜならば彼女たちは「複合差別」状態にある、または「交差状況」にあるからである。

この交差状況の理解の難しさは、同じ女性同士でも障害女性と障害のない女性では向き合う困難が異なることが影響している。例えば飯野（2020）は、障害者の性について、これまで障害学では性の領域から障害者が排除されてきたことへの指摘と、性の権利保障のための障壁に議論の重点が置かれてきたために、障害女性の性的なニーズについての議論が進まなかったことを指摘する。そのなかで小山内美智子の自伝に触れ「障害女性にとって結婚や出産、子育てがもつ意味は、非障害女性にとってのそれとは大きく異なる」（飯野 2020: 60）とする。Thomsonが指摘するように、フェミニズムは障害のない女性に「女性らしさ」や「生殖」が押し付けられることと戦ってきたが、障害女性はその中にはいない。

この経験の違いは、ポスト構造主義フェミニズムの中で繰り返し指摘されてきたことである。フェミニズムが白人女性中心であることを批判し、女性の中にも差異があることを指摘したベル・フックスのブラック・フェミニズムや、先述したThomson（2002）の「フェミニスト障害学」などもポスト構造主義フェミニズムの流れに位置付けられ、これらのなかで女性の経験の違いが指摘されている。それらポスト構造主義フェミニズムとソーシャルワークについて論じたHicks（2015）は、セクシュアルマイノリティとの関連を軸にソーシャルワークにおいて「女性」がどのようにとらえられているのかを検討した。Hicksはソーシャルワーク理論の多くは性別を「静的な特性」（Hicks 2015: 472）、すなわち「想定される特性を参照するラベル」（Hicks 2015: 473）として使用していると主張する。そして「『男性』と『女性』は、人種、性別、障害、階級、その他の問題に関係なく異なる扱いを受けているか」（Hicks 2015: 479）と疑問を投げかけ、ソーシャルワークにおいて抑圧の交差性（intersectionality）の分析の必要性を訴えている。そしてHicks（2015）は、ポスト構造主義フェミニズムは「『女性』というカテゴリー自体が異なって経験されており、人種、階級、セクシュアリティ、障害、年齢、その他の線に沿って変動している」（Hicks 2015: 476）ことを指摘する。

これらの議論からわかることは、「女性」は1つのカテゴリーでは収まりき

らず、属性によって「女性」としての経験に違いがあるということである。ポスト構造主義フェミニズム以前のフェミニズムは、人間を男性女性の2つのカテゴリーに分けるものであった。しかしポスト構造主義フェミニズムは、そのカテゴリーをさらに分割していくものと理解できる。ブラック・フェミニズムは白人男性／白人女性／黒人男性／黒人女性と4つのカテゴリーに分け、その中で黒人女性は白人男性／白人女性／黒人男性の3つのカテゴリーから抑圧を受けることを指摘している (Hooks 1984=2017)。同じように障害者も、障害のない男性／障害のない女性／障害男性／障害女性と4つのカテゴリーに分けられる。さらにHicksが指摘するように多様なセクシュアリティや年齢、社会における階級などを性別に入れ込んで分けていくとカテゴリーは限りなく増えていく。そしてそのカテゴリーごとに経験が異なると理解できる。それは、個人の抱える生活問題の文脈が同様の生活問題を抱えた誰かと同じになることは稀であることを意味している。

(3) 他者性の尊重

ここまで、知的障害女性はその「交差性」により「エイジェンシー」の理解が難しいこと、個人の抱える生活問題の文脈が同様の問題を抱えた誰かと同じになることが稀であることを見てきた。このことは、女性福祉の現場にいる利用者女性たちのなかでも、性産業に関して多様な価値観、多様な感じ方があることを意味する。山本のルポのように性産業を肯定的にとらえる女性たちもいれば、ポルノ被害と性暴力を考える会が報告するような厳しい環境で暴力を受けながら接客していた女性たちもいる。それでは、彼女たちを理解するためにはどのようなアプローチをすれば良いのだろうか。筆者はここで、利用者の他者性の尊重を挙げたい。

児島 (2015) は、支援者が利用者を「了解可能な『他我』」(児島 2015: 8) としてみる危険性を指摘している。女性福祉領域では「女性」は一律に、児島が言うような「了解可能な『他我』」(児島 2015: 8) としての「女性」としてとらえられていると考えられる。女性福祉領域でも、自ら進んで性産業従事をする女性を支援者が「被害意識を持たない被害者」としてとらえるなど「了解可能な『他我』」(児島 2015: 8) に落ち着かせてしまうことが度々ある。このように「了解可能な『他我』」(児島 2015: 8) として利用者をとらえることに

よって支援者が勝手に利用者のストーリーを作り上げてしまう可能性があり、パターンリスティックな支援につながっていく危険性がある。

ではそのようなパターンリスティックな支援に陥らないようにするにはどうしたらいいか。児島（2015）は、利用者を「了解可能な『他我』」（児島 2015: 8）ではなく、「認識主体による同化・取り込みを拒み、「顔」として到来し、呼びかけるもの」（児島 2015: 15）としてとらえること、すなわち利用者の他者性を尊重することが大事であることを、レヴィナスの「他者」概念から述べる。また、児島は、支援者の態度として「『わからなさ』の前で立ちつくす」（児島 2015: 17）ことの重要性を指摘する。支援者として自ら性産業に従事することを選択した利用者のことが理解できないならば、無理に理解しないでよい姿勢で良いことが改めて理解できる。そして、「立ちつくす」とは、わからないことを自己覚知した上で何度も相手に問いかけ、やりとりをしていく中で「わからない」、すなわち共感できない「他者」を理解していこうとする姿勢であることがわかる。この、「『わからなさ』の前で立ちつくす」（児島 2015: 17）しながら、相手を理解するために懸命に行うやりとりは、先に述べた障害女性と障害のない女性の経験の違いを埋め、「交差性」を理解する作業になると考える。一人一人違うこれまでの人生の文脈に寄り添い、問いかけ続けていくことで見えてくる「エイジェンシー」がある。それこそが支援者が見いださねばならない、被害者とされた知的障害女性たちの力、すなわちストレングスなのである。

結論

本論文では、知的障害女性の主体性を見えなくさせているものとして①「無謬の被害者」とするため、②知的障害女性の「女性らしさ」や「生殖ニーズ」からの排除、③障害特性からくる性的な認知の評価の難しさの3点があることを指摘した。知的障害女性の性的主体性は、女性福祉が「無謬の被害者」とするために「被害」におきかえてきたこと、「女性らしさ」と「生殖」から排除される一方で「性被害」をなくさなければならない女性福祉の立場から知的障害女性の性的主体性は二重に否定されること、知的障害のある人の性的同意のための支援の不在と平等性の問題があることから、認められにくいことを見てきた。そのように知的障害女性の性的主体性が潜在化された結果、彼女たちは

「被害者」から脱することができなかつたのである。しかしながらルポルタージュには性的搾取に関して知的障害女性の主体性の発露が見られる。この主体性の発露は、周縁化される社会における彼女たちの選択、つまり「エイジェンシー」ととらえることができる。したがって知的障害女性と性産業をめぐって「社会」を問うのであれば、知的障害女性の社会の周縁化を問う必要があるのである。そして、知的障害女性の「エイジェンシー」を理解するためには交差性の視点が必要であり、そのアプローチとして支援者が利用者を「了解可能な『他我』」（児島 2015: 8）としてとらえない利用者の他者性の尊重が重要であることを指摘した。

知的障害女性の社会からの周縁化は大きすぎる課題である。性産業でどうにかこうにかやっていけた知的障害女性から仕事を取り上げたその先には、知的障害女性を包摂する社会がなければいけないはずである。しかしながら今はそれがあるとはいえない。知的障害女性の性産業従事を照射することによって、知的障害女性が包摂される社会のあり方を探ることができると思う。

【参考文献】

- 青山薫（2007）『「セックス・ワーカー」とは誰か 移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店。
- Bowen, E. and Swift, C. (2019) 'The Prevalence and Correlates of Partner Violence Used and Experienced by Adults With Intellectual Disabilities: A Systematic Review and Call to Action.', *Trauma, Violence & Abuse*, 20(5), 693-705.
- 特定非営利活動法人DPI日本会議DPI女性ネットワーク（2012）『障害のある女性の生活の困難——人生の中で出会う複合的な生きにくさとは——複合差別実態調査報告書』。
- フレデリック・デラコステ、プリシラ・アレキサンダー（1987=1993）『セックス・ワーカー 性産業に携わる女性たちの声』現代書館。
- 五味百合子（1973）「売春対策と婦人保護の現状と課題」『ジュリスト現代の福祉問題』（537）、有斐閣、277-282。
- 林千代（2008）『「婦人保護事業」50年』ドメス出版。
- 林真由美、荒木田美香子、大橋一友（2008）「知的障害をもつ成人男性の性ニーズと性知識に関する研究」『発達障害研究』30(2)、121-127。
- Hicks, S. (2015) 'Social work and gender : An argument for practical accounts', *Qualitative Social Work*, 14(4), 471-487.
- 平田勝政（2004）「日本における優生学の障害者教育・福祉への影響——知的障害を中心に」中村満紀男『優生学と障害者』明石書店、630-654。

- Hooks, B. (1984) *Feminist theory: from margin to center* (=野崎佐和、毛塚翠訳『ベル・フックスの「フェミニズム理論」——周辺から中心へ』あけび書房、2017年。)
- 堀千鶴子 (2011) 「婦人保護施設におけるソーシャルワーク——設置経営主体別にみた生活支援機能を中心に——」『城西国際大学紀要』19(3)、1-24。
- 法務省ウェブサイト「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」
<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi00400006.html> (2020/11/04閲覧)
- 飯野由里子 (2020) 「『省略』に抗う——障害者の性の権利と交差性——」『思想』(1151) 岩波書店、52-69。
- 糸賀一雄 (1965) 「性教育」三木安正『精神薄弱教育実践講座1 性格と生活の指導』日本文化科学社、169-184。
- 要友紀子、水島希 (2005) 『風俗嬢意識調査』ポット出版。
- 河東田博 (2020) 「誰もが性的人間として生きるために」『季刊福祉労働』(167)、142-154。
- 河東田博、井上須美子、沖美智子、島田真由美、上甲直、清野玲子、新田美幸、林弥生、藤中倫子、三宅秀樹、向井克仁、村井誓子、山根竜輔、横山園、吉武真里 (1995) 「知的にハンディをもつ人々の健康・性・エイズ情報獲得プロセスに関する研究」『日本=性研究会議会報』7(1)、32-41。
- 小林佳乃子 (2012) 「イギリスの成年後見法にみる『ベスト・インタレスト』の判断——性的自己決定に関する事例を通して——」『現代社会文化研究』(55)、149-163。
- 児島亜紀子 (2015) 「『他者に基礎づけられた倫理』の可能性——傷つきやすい他者への応答」児島亜紀子『社会福祉実践における主体性を尊重した対等な関わりは可能か 利用者-援助者関係を考える』ミネルヴァ書房、2-26。
- 厚生省 (1961) 『昭和36年度厚生白書』
https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1961/dl/07.pdf (2020/11/04閲覧)
- 厚生労働省 (2018a) 『『婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究』報告書』
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000340184.pdf> (2020/11/04閲覧)
- 厚生労働省 (2018b) 『平成28年生活のしづらさなどに関する調査』
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h28.pdf (2020/11/04閲覧)
- 倉本智明 (2005) 「性的弱者論」倉本智明『セクシュアリティの障害学』明石書店、9-39。
- MacKinnon, C. A. (2005) *Women's lives, Men's laws* (=森田成也、中里見博、武田万里子訳『女の生、男の法(上)』岩波書店、2011年。)
- 松波めぐみ (2005) 「戦略、あるいは呪縛としてのロマンチックラブ・イデオロギー——障害女性とセクシュアリティの『間』に何があるのか」倉本智明『セクシュアリティの障害学』明石書店、40-92。
- McCabe, M. P. (1999) 'Sexual Knowledge, Experience and Feelings Among People with Disability', *Sexuality and Disability*, 17(2), 157-170.

- McGilloway, C. and Smith, D. and Galvin, R. (2020) 'Barriers faced by adults with intellectual disabilities who experience sexual assault : A systematic review and meta-synthesis.', *Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities*, 33(1), 51-66.
- 宮本節子 (2012) 「売春防止法再考——女性の人権を確立するために」、杉本貴代栄『フェミニズムと社会福祉政策』ミネルヴァ書房、90-108。
- 宮本節子 (2013) 「差別、貧困、暴力被害、性の当事者性——東京都5施設の実態調査から」須藤八千代、宮本節子『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題 女性支援の変遷と新たな展開』明石書店、54-107。
- 武藤裕子 (2005) 「婦人保護施設の存在意義と今後——利用者の変化をとおして——」『国立女性教育会館研究紀要』(9)、85-94。
- Murphy, G. and O'Callaghan, A. (2004) 'Capacity of adults with intellectual disabilities to consent to sexual relationships', *Psychological Medicine*, 34, 1347-1357.
- 中里見博 (2007) 「ポスト・ジェンダー期の女性の性売買：性に関する人権の再定義」『社会科学研究』(58)、39-69。
- Nechama, S. M. and Parish, S. L. and Mitra, M. and Alterio, N. A. (2019) 'After Disclosure : A Research Protocol to Respond to Disclosures of Abuse and Sexual Violence in Research With Adults With Intellectual Disabilities.', *Journal of Policy & Practice in Intellectual Disabilities*, 16(4), 254-263.
- 野坂勉 (1975) 「婦人保護における要保護性と処遇問題——売春防止法の施行実績を中心に——」『大正大学研究紀要』(61)、475-492。
- 小川裕子 (2019) 「『性的な取引』におけるエイジェンシーと女性福祉——セックスワーク論をめぐる議論の蓄積から」『ジェンダー研究』(21)、東海ジェンダー研究所、31-54。
- ポルノ被害と性暴力を考える会 (2010) 『証言・現代の性暴力とポルノ被害～研究と福祉の現場から～』東京都社会福祉協議会。
- ポルノ被害と性暴力を考える会ウェブサイト「わたしたち「ぱっぷす」について」
<https://www.paps.jp/paps> (2020/11/04閲覧)
- 鈴木良 (2013) 「知的障害者の地域移行における性の統制過程に関わる一考察」『京都女子大学生活福祉学科紀要』9、9-18。
- 武子愛 (2013) 「知的障害の子をもつ保護者/施設職員の性教育への意識：その差異と関係性」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』(20)、95-111。
- 武子愛 (2018) 「性的ニーズをどのように捉えるのか」結城康博、米村美奈、武子愛、後藤宰人『福祉は「性」とどう向き合うか——障害者・高齢者の性・恋愛・結婚』ミネルヴァ書房、124-156。
- Thomson, G. R. (2002) 'Integrating Disability, Transforming Feminist Theory', *NWSA journal*, 14(3), 1-32.
- 上野千鶴子 (1996) 「複合差別論」『岩波講座現代社会学第15巻 差別と共生の社会学』岩波書店、203-232。
- 上野千鶴子 (2018) 「戦争と性暴力の比較史の視座」上野千鶴子、蘭信三、平井和子『戦

争と性暴力の比較史へ向けて』岩波書店、1-31。

若尾典子（2004）「買売春と法制度」浅倉むつ子、戒能民江、若尾典子『フェミニズム
法学 生活と法の新しい関係』明石書店、332-347。

山下勝弘、斎藤衛、内藤洋介、星野泰啓、星輝一、松下良紀、村田清、山口真実（1992）
「精神薄弱者の結婚生活支援システムに関する研究」『日本＝性研究会議会報』
4(2)、22-35。

山本讓司（2006）「知的障害女性と『売春』」『新潮45』25(7)、164-171。